平成 27 年 6 月 26 日

第 12811 号(金曜日)

每週2回 火曜 金曜発行

#### 目 次

告 示					○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し	
	, d	7	∃H \	1		
010000000	人事		課)	1	た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す	
○一般競争入札の落札者等 (	管則	f	課)	2	る法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止	
○医療扶助のための施術を担当させる者の指	定				の届出 (同)	5
(	厚生政	女策	課)	2	<ul><li>○救急病院の認定 (地域医療推進室)</li></ul>	6
○医療支援給付のための施術を担当させる者	の指定	Ē			○保安林の指定 (森林管理課)	6
(	ī	ίJ	)	2	○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所	の名称	尔等	0)		○県道の区域の変更 (同)	7
変更の届出	ī	ij	)	3	○県道の供用の開始 (同)	7
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永	住帰国	目後	0)		○電線共同溝を整備すべき道路の指定 (同)	8
自立の支援に関する法律に基づく指定介護	機関の	)事	業		公 告	
所の所在地の変更の届出	ī	ij	)	4	○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに	永住帰	国	L		変更の公表 (水 産 課)	8
た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の	支援に	- 関	す		○県有財産売払入札公告 (道路整備課)	8
る法律に基づく指定介護機関の事業所の名	<b>弥等</b> σ	)変	更		○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告	
の届出	ī	ij	)	4	(建築住宅課)	11
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介	獲事業	於所	0)		○入札公告 (警察本部)	11
廃止の届出	百	ij	)	5	公安委員会	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永	住帰国	]後	0)		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	16
自立の支援に関する法律に基づく指定介護	機関の	)居	宅		雑報	
介護事業所の廃止の届出	百	ij	)	5	○石川県市町村職員共済組合決算公告	18

告 示

### 石川県告示第308号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、 随意契約の相手方を決定したので、次のとおり相手方等について告示する。

平成27年6月26日

- 1 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法 石川県共済事業等管理システム機器等借上げ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 石川県総務部人事課福利厚生室 共済・年金グループ 金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 相手方を決定した日 平成27年6月1日
- 4 相手方の名称及び所在地 富士通リース株式会社北陸支店 金沢市昭和町16番1号
- 5 随意契約金額 49,390,560円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2 号の規定に該当するため

### 石川県告示第309号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、 一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成27年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
- (1) 除雪ドーザ 14トン級 3台 購入
- (2) 凍結防止剤散布車 4トン級4×4 2台 購入 凍結防止剤散布車 3トン級4×4 1台 購入
- (3) ロータリ除雪車 2.6メートル級 1台 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 石川県総務部管財課 金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 落札者を決定した日 平成27年6月11日
- 4 落札者の名称及び所在地
- (1) 1(1) コマツ石川株式会社 金沢市神宮寺三丁目1番20号
- (2) 1(2) 千代田機電株式会社 金沢市新保本四丁目65番地12
- (3) 1(3) 千代田機電株式会社 金沢市新保本四丁目65番地12
- 5 落札金額
- (1) 1(1) 48,535,200円
- (2) 1(2) 52,336,800円
- (3) 1(3) 28,782,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

平成27年5月1日

## 石川県告示第310号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指 定した。

平成27年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
作田敬祐	さくだ接骨院	野々市市藤平田1丁目220番地	平成27年 6 月12日
1下 四 似 加	C \ /こ1女 月   / / / / / / / / / / / / / / / / / /	ヴィラージュ VI 102号室	十灰21年0月12日

### 石川県告示第311号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第 55条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成27年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
作田敬祐	さくだ接骨院	野々市市藤平田1丁目220番地	平成27年 6 月12日
11 11 11 11	でくた弦目所	ヴィラージュVI102号室	十八八十 0 万 12 日

### 石川県告示第312号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護 機関から、次のとおり事業所の名称等を変更した旨の届出があった。

平成27年6月26日

居宅介護	事業者			事		変更
名称	主たる事務所の所在地		名		所 在 地	年月日
株式会社豊春耕雄企画	小松市野田町丙110番 地1	ディ	デイサービスとも		小松市野田町丙110 番地1 小松市日吉町54番地	平成14年 11月1日
一般社団法人石川県医 療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	能美訪問看護ステー 新 ション		能	美市寺井町ぬ48番地	平成27年 4月1日
一般社団法人石川県医	金沢市鞍月東2丁目48	新	能美訪問看護ステー ション居宅介護支援 事業所	新	能美市寺井町ぬ48番 地	平成27年
療在宅ケア事業団	番地		能美根上訪問看護ス テーション居宅介護 支援事業所	旧	能美市中町ソ76番地	4月1日
内灘町	河北郡内灘町字大学1丁目2番地1	内灘町地域包括センター			河北郡内灘町字鶴ケ 丘2丁目161番地1 河北郡内灘町字大学 1丁目2番地1	平成27年 4月1日
社会福祉法人能美市社	能美市寺井町た8番地 1		能美市社会福祉協議 会能美居宅介護支援 事業所	新	能美市寺井町た8番 地1	平成27年
会福祉協議会			社会福祉法人能美市 社会福祉協議会能美 ケアプランセンター たつのくち	旧	能美市緑が丘11丁目 50番地 1	5月1日
			能美市社会福祉協議 会ヘルパーステー ション能美	新	能美市寺井町た8番 地1	ਹ <b>ਲ</b> 97 ਨ
社会福祉法人能美市社会福祉協議会	能美市寺井町た8番地 1	IΗ	社会福祉法人能美市 社会福祉協議会ヘル パーステーション能 美	旧	能美市緑が丘11丁目 50番地 1	平成27年 5月1日

### 石川県告示第313号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成27年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護	事 業 者	居宅介護	事	業所	変 更
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所 在 地	年月日
			新	小松市野田町丙110	
株式会社豊春耕雄企画	小松市野田町丙110番	デイサービスとも	材	番地1	平成14年
体八云仙豆脊枡雄亚四	地1	717-2228	旧	小松市日吉町54番地	11月1日

### 石川県告示第314号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称等を変更した旨の届出があった。

平成27年6月26日

居宅介護	事 業 者		居宅介護	事	業所	変更
名 称	主たる事務所の所在地		名称		所 在 地	年月日
一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	新旧	能美訪問看護ステーション 能美中央訪問看護ス テーション	能身	長市寺井町ぬ48番地	平成27年 4月1日
一般社団法人石川県医	金沢市鞍月東2丁目48	新	能美訪問看護ステー ション居宅介護支援 事業所	新	能美市寺井町ぬ48番 地	平成27年
療在宅ケア事業団	番地		能美根上訪問看護ス テーション居宅介護 支援事業所	旧	能美市中町ソ76番地	4月1日
内灘町	河北郡内灘町字大学1丁目2番地1		内灘町地域包括センター		河北郡内灘町字鶴ケ 丘2丁目161番地1	平成27年
了 <b>3</b> (朱此 四 <b>J</b>			批判 地域 色拍 モング	IΒ	河北郡内灘町字大学 1丁目2番地1	4月1日
北人短机计上处关士址			能美市社会福祉協議 会能美居宅介護支援 事業所	新	能美市寺井町た8番 地1	V 12.07/2
社会福祉法人能美市社会福祉協議会	能美市寺井町た8番地 1	IΒ	社会福祉法人能美市 社会福祉協議会能美 ケアプランセンター たつのくち	IΞ	能美市緑が丘11丁目 50番地 1	平成27年 5月1日

社会福祉法人能美市社	能美市寺井町た8番地	新	能美市社会福祉協議 会ヘルパーステー ション能美	新	能美市寺井町た8番 地1	・平成27年
会福祉協議会	北天川 寸井町 たる街地1	旧	社会福祉法人能美市 社会福祉協議会ヘル パーステーション能 美	旧	能美市緑が丘11丁目 50番地 1	5月1日

### 石川県告示第315号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成27年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介意	要 業 者	居宅介意	<b>夢</b> 業 所	廃止
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年月日
一般社団法人石川県医 療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	能美中央訪問看護ス テーション居宅介護支 援事業所	能美市寺井町ヨ47	平成26年 4月1日
株式会社グリーンケア	能美市緑が丘11丁目111	訪問看護ステーション	能美市緑が丘11丁目111	平成27年
芳珠	番地2	緑が丘	番地2	3月31日
特定医療法人社団勝木会	小松市八幡イ12番地7	通所介護やわたデイス タジオ	小松市八幡イ12番地7	平成27年 3月31日
社会福祉法人能美市社会福祉協議会	能美市緑が丘11丁目50番 地 1	社会福祉法人能美市社 会福祉協議会能美ねあ がり居宅介護支援事業 所	能美市西任田町口23番地	平成27年 4月30日

### 石川県告示第316号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成27年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介言	要	居宅介言	<b>夢</b> 業 所	廃 止
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年月日
一般社団法人石川県医 療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	能美中央訪問看護ス テーション居宅介護支 援事業所	能美市寺井町ヨ47	平成26年 4月1日

## 石川県告示第317号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第 54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃 止した旨の届出があった。

平成27年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介語	要	居宅介語	葉 事 業 所	廃 止
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年月日
株式会社グリーンケア	能美市緑が丘11丁目111	訪問看護ステーション	能美市緑が丘11丁目111	平成27年
芳珠	番地2	緑が丘	番地2	3月31日
特定医療法人社団勝木	持定医療法人社団勝木 L + 5 + 1 + 1		小松市八幡イ12番地7	平成27年
会	小松市八幡イ12番地7	タジオ	小松川八幡712街地7	3月31日
		社会福祉法人能美市社		
社会福祉法人能美市社	届祉法人能美市社 能美市緑が丘11丁目50番		能美市西任田町口23番地	平成27年
会福祉協議会	地 1	がり居宅介護支援事業	肥天川四正田町口23雷地	4月30日
		所		

### 石川県告示第318号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定 した。

平成27年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

名	称	所	在	地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団慈豊	会久藤総合病院	加賀市大聖寺	<b>身永町イ</b>	17番地	平成27年6月26日	平成30年6月25日

### 石川県告示第319号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。 平成27年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林の所在場所

鳳珠郡能登町字国重ヤ字41、42、43の甲の2、58の甲、58の乙、59から61まで

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 石川県告示第320号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。 なお、その関係図面は、平成27年6月26日から同年7月10日まで縦覧に供する。

平成27年6月26日

路線名			道	路		の	X	域		関係図面の
始 脉 石	変	更	0)	区	間		旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
240 🖰	七尾市小島町	一壱弐	8番1:	地先かり	ò		旧	19.38 ~ 83.68	189.2	中能登土木総合事務所
249号	七尾市藤橋町	「サ32	番2地	先まで			新	$19.38 \sim 61.00$	189.2	維持管理課

### 石川県告示第321号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。 なお、その関係図面は、平成27年6月26日から同年7月10日まで縦覧に供する。

平成27年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名			道	路		0)	X	域		関係図面の
哈 旅 石	変	更	の	区	間		旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
小木時長線	鳳珠郡能登岡	「字真」	協壱六	字85番 [	1 地先が	135	旧	5.70 ~ 15.50	49.1	奥能登土木 総合事務所
小小时女麻	鳳珠郡能登岡	丁字真.	協壱六	字85番 [	1 地先す	きで	新	$10.60 \sim 15.50$	49.1	維持管理課
"	鳳珠郡能登岡	丁字真/	脇へ字	63番 2 均	也先から	)	旧	$5.00 \sim 17.40$	132.6	"
<b>"</b>	鳳珠郡能登岡	丁字真原	協ホ字	39番地5	もまで		新	$9.50 \sim 17.93$	132.6	//
"	鳳珠郡能登岡	丁字真/	協弐壱	字6番1	l地先が	ら	旧	$5.20 \sim 14.20$	55.6	//
	鳳珠郡能登岡	丁字真/	協ホ字	18番1±	也先まで		新	$11.20 \sim 25.60$	55.6	"
"	鳳珠郡能登岡	丁字真/	協ホ字	5番1均	也先から	)	旧	$5.00 \sim 24.40$	77.5	"
<i>"</i>	鳳珠郡能登岡	丁字羽/	生い字	61番1±	也先まで		新	$16.50 \sim 36.70$	77.5	//
"	鳳珠郡能登町	「字羽	生い字	58番1±	也先から		旧	$5.50 \sim 11.10$	102.9	"
	鳳珠郡能登岡	了字羽。	生い字	58番1±	也先まで		新	$10.50 \sim 12.90$	102.9	/
"	鳳珠郡能登岡	了字羽	生い字	57番1均	也先から		旧	4.90 ~ 10.60	171.3	"
	鳳珠郡能登岡	「字羽」	生い字	3番1均	也先まで	~ ~	新	$9.90 \sim 14.20$	171.3	/

### 石川県告示第322号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。 なお、その関係図面は、平成27年6月26日から同年7月10日まで縦覧に供する。

平成27年6月26日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の	
	71 71 71 34 57 E. F.	DC 713 PIJ 941 *2 793 EI	縦覧場所	
	   鳳珠郡能登町字真脇壱六字85番1地先から		奥能登土木	
小木時長線		平成 27年6月26日	総合事務所	
	鳳珠郡能登町字真脇壱六字85番 1 地先まで		維持管理課	
"	鳳珠郡能登町字真脇へ字63番2地先から	"	"	
/	鳳珠郡能登町字真脇ホ字39番地先まで	"	,	
"	鳳珠郡能登町字真脇弐壱字6番1地先から	"	"	
<b>"</b>	鳳珠郡能登町字真脇ホ字18番1地先まで	"		
"	鳳珠郡能登町字真脇ホ字5番1地先から	,,	"	
/	鳳珠郡能登町字羽生い字61番1地先まで	"	//	
	鳳珠郡能登町字羽生い字58番1地先から	"		
"	鳳珠郡能登町字羽生い字58番1地先まで	"	"	

鳳珠郡能登町字羽生い字57番1地先から 鳳珠郡能登町字羽生い字3番1地先まで

第12811号

### 石川県告示第323号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備す べき道路を次のとおり指定した。

平成27年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	区間	指定年月日
県 道	七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字大町ニ108番9地先から 鳳珠郡穴水町字大町ニ37番1地先までの上下線	平成27年6月26日

告 公

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、石川県の海洋生物 資源の保存及び管理に関する計画(平成26年12月26日公表)の一部を平成27年6月16日に変更したので、次のとおり 公表する。

平成27年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

変 更 項 目	変 更 前	変 更 後
第1種特定海洋生物資源の平成27	(3) まさば及びごまさば 平成27年	(3) まさば及びごまさば 平成27年
年の管理の対象となる期間及び知事	7月から平成28年6月まで 管理	7月から平成28年6月まで 若干
管理量	の対象となる期間までに知事管理	
	量を設定	
	(5) ずわいがに 平成27年7月から	(5) ずわいがに 平成27年7月から
	平成28年6月まで 管理の対象と	平成28年6月まで 340トン
	なる期間までに知事管理量を設定	

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成27年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 一般競争入札に付する物件

# (1) 件名

物件番号	物 件 名	規格	車両番号
1	除雪トラック	7 t専用車(A)反転式	石川88た687
2	凍結防止剤散布車	2.5m³自走式	石川800は443
3	除雪トラック	7 t専用車(S)反転式	石川88た685
4	凍結防止剤散布車	2.5m³自走式	石川88ぬ8282
5	除雪トラック	7 t専用車(A)	石川88た899
6	除雪トラック	7 t専用車(A)	石川88た1000
7	除雪トラック	7 t専用車(A)反転式	石川88た688

### (2) 売却物件の仕様等

平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日) 入札説明書及び仕様書による。

#### 2 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	入 札 日 時	入 札 場 所	開札
1	平成27年8月24日 14時00分	小松市白江町リ61番地1	
2	平成27年8月24日 14時30分	南加賀土木総合事務所 入札室	
3	平成27年8月25日 10時00分	金沢市泉本町6丁目34番地	
4	平成27年8月25日 10時30分	県央土木総合事務所 会議室棟	入札後、
5	平成27月8日26日 15時00分	七尾市本府中町ソ27番 9	即時開札
6	平成27年8月26日 15時30分	中能登土木総合事務所 入札室	
7	平成27年8月27日 15時00分	輪島市河井町22部1の1番地	
<i>'</i>	十成21年6月21日 13時00分	奥能登土木総合事務所 4階会議室	

#### 3 説明会及び物件の公開

説明会及び物件の公開(以下「説明会等」という。)を以下のとおり実施する。また、説明会等の参加方法は入 札説明書による。

なお、説明会等に参加せずに入札に参加する場合も、説明会等における説明事項を了知し、当該物件を確認して いるものとみなす。

物件番号	説明会等実施日時	説明会等実施場所				
1	平成27年7月14日 14時00分	加賀市幸町2丁目77 大聖寺土木駐車場内				
2	平成27年7月14日 15時30分	小松市島田町 島田高架下				
3	平成27年7月17日 14時00分	△汨土土地町 / 20 1 東東東東土地				
4	十成27年7月17日 14時00分	金沢市木越町イ38-1 東部車両基地				
5	平成27年7月16日 14時00分	七尾市本府中町ソ部27-9 中能登土木総合事務所 大会				
6	十成27年7月10日 14時00分	議室				
7	平成27年7月15日 14時00分	珠洲市野々江町シの部32 珠洲土木駐車場内				

#### 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第111条第2項の規定による競争入札参加資格者 名簿に登載されている者又は直接自己の事業目的に使用する者であること。
- (3) 入札参加申請書の提出期限の翌日から入札の日までの期間に、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平 成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴 力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 過去3年以内に石川県土木部(関係土木事務所を含む。)が所有する除雪機械の売買契約において契約条件の 不履行があり、同種の一般競争入札に参加できないものでないこと。
- 5 入札説明書の交付期間及び場所
- (1) 交付期間

平成27年6月26日(金)から同年7月24日(金)(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)

10

第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までの間(2)交付場所

物件番号	交 付 場 所	電話番号
1	小松市白江町リ61番地 1 南加賀土木総合事務所	0761-21-3333
2	小体用自在明 7 01 笛电 1	0701-21-3333
3	金沢市泉本町6丁目34番地 県央土木総合事務所	076-241-8201
4	並八川水平町 6 月日34番地 - 宗大工小総古事務所	070-241-6201
5	七尾市本府中町ソ部27-9 中能登土木総合事務所	0767-52-5100
6	七尾巾平舟中间 7 前27 一 9 一中肥豆工小椒石 事務所	0707-32-3100
7	輪島市河井町22部1の1番地 奥能登土木総合事務所	0768-22-0567

### (3) 交付方法

(2)の交付場所において書面により交付する。なお、石川県土木部道路整備課の下記ホームページから当該書面に係る電磁的記録をダウンロードすることができる。

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/michi/josetsukikai/20150626.html

### 6 入札に関する事項

### (1) 入札者に要求される義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加申請書及び添付書類をあらかじめ下記のとおり提出しなければならない。また、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- ア 提出場所 5(2)の交付場所に同じ
- イ 提出期限 平成27年7月24日 (金) 午後5時まで
- ウ 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限必着とする。)

なお、入札参加申請書に記載された使用予定内容が契約条項の用途指定に適合しない場合は、入札に参加する 資格がないものとする。

# (2) 入札の方法

1(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、契約金額は、落札金額に自動車損害賠償責任保険の未経過期間分、自動車重量税の未経過期間分及びリサイクル料金を加算した額とする。

### (3) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額以上の金額を指定された 納付方法により納付しなければならない。

ただし、石川県財務規則第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、入札保証金の免除を認められたものは、入札保証金を免除する。

### (4) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった 者の提出した入札書、その他入札説明書に示す無効の入札書は、無効とする。

### (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

### (2) 契約条項

入札説明書による。

### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上。ただし、契約の相手方が石川県財務規則第111条第2項の規定による競争入札参加 資格者名簿に登載されている者で、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものである場合は、 免除する。

- (4) 売買代金の納入
  - 県が発行する納入通知書により、指定の期日までに納入すること。
- (5) 所有権の移転等 所有権の移転は、売買代金が完納された日とする。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- (7) 問合せ先

物件番号	問合せ窓口	電話番号
1	小松市白江町リ61番地1 南加賀土木総合事務所 庶務課事業係	0761-21-3333
2	7%中日在門 701番地 1 — 用加貝工小松日芋杨// — 杰·· 从桥; 于未保	0701 21 3333
3	金沢市泉本町6丁目34番地 県央土木総合事務所 庶務課事業係	076-241-8201
4	並扒巾水平町 0 1 日 5年 1 地	070 241 0201
5	七尾市本府中町ソ部27-9 中能登土木総合事務所 庶務課事業係	0767-52-5100
6	1年中平内 〒町 7 m21 - 5 - 中比豆上小椒 ロ 事務内 - 忠. 粉 味 事 未 保	0707 32-3100
7	輪島市河井町22部1の1番地 奥能登土木総合事務所 庶務課事業係	0768-22-0567

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。 平成27年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
鹿島郡中能登町東馬場と23番1、25	緑地	富山県富山市中島4丁目2番14
番 2、26番 2、27番 2、28番 2、29番 2、	鹿島郡中能登町東馬場ム70番 5	号
55番及び農道の無籍地の一部	鹿島郡中能登町東馬場ヌ8番5	オークス株式会社
鹿島郡中能登町東馬場ム12番から14	水路	
番まで、26番、27番、62番4、70番1、	鹿島郡中能登町東馬場と55番地先	
70番5、71番及び72番	農道の無籍地の一部	
鹿島郡中能登町東馬場ヌ8番1、8		
番2及び8番5		
鹿島郡中能登町東馬場つ2番1、9		
番1及び10番		

札 公告 入

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成27年6月26日

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 契約件名及び数量 片町防犯デジタルネットワークカメラ装置等賃貸借契約 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 借上期間

入札説明書による。

(4) 設置場所

石川県警察本部が別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成27年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平 成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力 団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成27年7月2日(木)までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した各種の機器又は装置に係る借上げを受注し、又は履行した実績を有し、この公告に示した借上予定物品の納入が可能であると認められる者であること。
- 4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成27年7月3日(金)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 入札説明書の交付方法
  - (1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限

平成27年7月6日(月)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成27年7月6日(月)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る賃貸借料総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低 の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 入札に関する注意事項
- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合 において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。
- 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事 項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

11 入札保証金及び契約保証金

免除

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 契約件名及び数量 警察手帳証票作成機賃貸借契約 一式
  - (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
  - (3) 借上期間 入札説明書による。
  - (4) 設置場所

石川県警察本部が別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契 約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成 9年石川県告示第581号)に基づき、平成27年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全 てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平 成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力 団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項に ついて証明する書類を添えて平成27年7月2日(木)までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者か ら当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した各種の機器又は装置に係る借上げを受注し、又は履行した実績を有し、この公

告に示した借上予定物品の納入が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成27年7月3日(金)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

- 5 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 入札説明書の交付方法
  - (1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限

平成27年7月6日(月)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成27年7月6日(月)午後1時40分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る賃貸借料総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低 の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 入札に関する注意事項
- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。
- 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 購入件名

保管場所標章

(2) 納入予定数量

80,000セット

(3) 納入期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで

(4) 納入場所

石川県警察本部が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成

9年石川県告示第581号)に基づき、平成27年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平 成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力 団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成27年8月24日(月)までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) この公告に示した調達予定物品を確実に納入できる能力を有する者であること。
- (2) 警視庁又は道府県警察本部と同種物品の納入に係る契約を締結した実績を有する者であること。
- 4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成27年8月25日(火)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 仕様書等の交付方法
  - (1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限

平成27年8月26日 (水) 正午 (郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成27年8月26日(水)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(1)の物件の1セット当たりの単価額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 入札に関する注意事項
- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。
- 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提 出した入札書、入札に関する注意事項を遵守しない者の提出した入札書その他入札心得に違反した者の提出した入 札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

11 入札保証金及び契約保証金 免除

#### 公 安 委 員 슾

### 石川県公安委員会告示第77号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。 平成27年6月26日

石川県公安委員会

第12811号

別表第4 (指定方向外進行禁止) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

879	市道準幹線501 号堀川桜町線	金沢市横山町25番3号先	材木町方向から鈴 見橋方向への直進	<b>車</b> 両	7:00から 9:00まで 17:00から
	3 744 112 3 444		24 III 2 III 2		19:00まで

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢東警察署管内の表に次のように加える。

			ナ地のプロナウム		
1038	県道蚊爪森本停 車場線	金沢市千木町口52番地3先	木越3丁目方向から国道8号方向へ の右折	車両	7:00から 9:00まで
1039	市道1級幹線59 号松寺浅野本町 線	金沢市磯部町ホ27番地1先	沖町方向から田中町方向への右折	車両	0:00から 7:30まで 9:00から 17:30まで 19:00から 24:00まで
1040	市道1級幹線59 ) 号松寺浅野本町 線	金沢市松寺町子1番地3先	千田町方向から田 中町方向への左折	車両	0:00から 7:30まで 9:00から 17:30まで 19:00から 24:00まで

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢西警察署管内の表102、103、104、105、147、148、152、648及び649の項を 次のように改める。

102	市道押野14号八 日市出町線41号	金沢市新保本5丁目183番地先	新保本3丁目方向 から新保本1丁目 方向への右折及び 西金沢4丁目方向 への直進	自動車及び 原動機付自 転車	7:30から 8:30まで (土・日曜日、 休日を除く。)
-----	----------------------	-----------------	--	----------------------	--

103	市道押野14号八日市出町線17号	金沢市新保本5丁目164番地先	新保本1丁目方向 から西金沢4丁目 方向への右折	自動車及び 原動機付自 転車	7:30から 8:30まで (土・日曜日、 休日を除く。)
104	市道押野14号八 日市出町線40号	金沢市新保本5丁目163番地先	新保本3丁目方向 から新保本1丁目 方向への右折	自動車及び 原動機付自 転車	7:30から 8:30まで (土・日曜日、 休日を除く。)
105	市道押野29号新 保本町線42号	金沢市新保本5丁目159番地先	御経塚方向から西 南部小学校正門方 向への右折	自動車及び 原動機付自 転車	7:30から 8:30まで (土・日曜日、 休日を除く。)
147	市道準幹線545 号古府八日市出 町線	金沢市八日市出町312番地3先	八日市出町東交差 点方向から新保本 5丁目方向への左 折	自動車及び 原動機付自 転車	7:30から 8:30まで (土・日曜日、 休日を除く。)
148	市道準幹線545 号古府八日市出 町線	金沢市八日市出町475番地1先	古府第三交差点方 向から新保本5丁 目方向への右折	自動車及び 原動機付自 転車	7:30から 8:30まで (土・日曜日、 休日を除く。)
152	市道押野14号八 日市出町線4号	金沢市八日市出町252番地1先	西金沢4丁目方向 から新保本5丁目 方向への直進	自動車及び 原動機付自 転車	7:30から 8:30まで (土・日曜日、 休日を除く。)
648	市道古府八日市出町線	金沢市八日市出町817番地先	八日市 4 丁目方向 から新保本 5 丁目 方向への左折	自動車及び 原動機付自 転車	7:30から 8:30まで (土・日曜日、 休日を除く。)
649	市道古府八日市出町線	金沢市八日市出町819番地先	古府方向から新保 本5丁目方向への 右折	自動車及び 原動機付自 転車	7:30から 8:30まで (土・日曜日、 休日を除く。)

### 別表第7 (歩行者用道路) 小松警察署管内の表24の項を次のように改める。

24	鵜川町管理道路	小松市鵜川町乙153番地先から 小松市鵜川町130番地1先まで	約110 メートル	7:00から 8:00まで (土・日曜日、 休日を除く。)	自動車及び原動機付自 転車(指定車、許可車、 農耕車を除く。)
----	---------	------------------------------------	--------------	--	---------------------------------------

### 別表第11 (最高速度の指定) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

-							
	244	市道小坂8号高	金沢市高柳町五の50番地6先から	約210	毎時30キロ	<b>%</b> 7 □	車両 (けん引③を
244	柳町線	金沢市高柳町五の15番地先まで	メートル	メートル	終日	除く。)	
	245	市道大和町線1	金沢市向中町十二の33番地先から	約240	毎時30キロ	<b>%</b> 7 □	車両 (けん引③を
		号	金沢市大和町5番25号先まで	メートル	メートル	終日	除く。)

別表第18 (駐車禁止) 金沢中警察署管内の表25の項を次のように改める。

25	市道準幹線510	金沢市野町3丁目886番地先から	約1,410		<b>事</b> 品
23	号野町泉野線	金沢市泉野町1丁目15番16号先まで	メートル	於日	車両

別表第20(停止禁止部分の指定)金沢中警察署管内の表に次のように加える。

	市道1級幹線4			
36	号広坂・新桜坂	金沢市新竪町 3 丁目25番地先	終日	車両
	線			

別表第4 金沢中警察署管内の表13及び650の項を次のように改める。

13	削	除
650	削	除

別表第18 金沢中警察署管内の表158の項を次のように改める。

158 除

> 雑 報

石川県市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第3項の規定により、平成26年度決算の要旨を次のとお り公告する。

平成27年6月26日

石川県市町村職員共済組合 理事長 持 木 一 茂

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	一部事務組合等	合 計
11	8	15	34

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	IJ	一般職	特別職	市町村長	特定消防	市町村長長期	任意継続	合計
組 合 員 数(	人 )	12,076	50	17	1,417	2	220	13,782
給料月額(万円)	長期	373,634	2,811	1,054	40,326	124	_	417,949
和作为领(刀门)	短期	374,151	3,095	1,450	40,326	165	5,674	424,862
一人当たり	長期	309,402	562,278	620,000	284,588	620,000		308,177
給 料 月 額(円)	短期	309,830	619,078	853,147	284,588	825,000	257,930	308,273

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位:人)

経理単位	業務	保 健	宿 泊	貯 金	貸付	計
人 員	13	3	6	5	2	29

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

	区		分		短 期	長期	預託金 管 理	業務	保健	宿泊	貯 金	貸付	財形
	(収		入)										
負		担		金	3,778,994	11,634,101		153,681	190,979				
掛				金	3,837,287	6,606,750			186,439				
介	護	負	担	金	287,409								

介 護 掛 金	295,577								
施設収入・商品売上						189,029			
連合会交付金	521,376			49,946				352	
利 息 及 び 配 当 金	116		77,501	766	5,616	5,209	864,734	85,522	
その他収入	17,937			63	38,832	39,847	54,377		
他経理から繰入金				27,795		40,000			
前年度支払準備金	550,580								
前年度繰越長期給付積立金									
計	9,289,276	18,240,851	77,501	232,251	421,866	274,085	919,111	85,874	0
(支 出)									
給 付 金	3,790,197								
役 職 員 給 与				94,927	16,537	36,724	39,911	11,941	
旅 費 ・ 事 務 費				10,324	4,274	1,538	8,115	481	
飲 食 材 料 費						42,985			
委 託 費				486	4,271		5,978		
支 払 利 息			77,501	185	146	3,120	372,171	68,584	
連合会払込金・拠出金	490,797	18,240,851		65,507	3,482			3,950	
前期高齢者納付金	2,078,713								
後期高齢者支援金	1,412,577								
病 床 転 換 支 援 金									
老人保健拠出金	40								
退職者給付拠出金	304,663								
介 護 納 付 金	577,416								
基礎年金拠出金負担金									
他経理へ繰入金	27,795				40,000				
その他支出				25,050	246,708	189,209	28,960	2,104	
次年度支払準備金	553,930								
次年度繰越長期給付積立金									
計	9,236,128	18,240,851	77,501	196,479	315,418	273,576	455,135	87,060	0
差 引 当 期 利 益 金	53,148	-	-	35,772	106,448	509	463,976	△ 1,186	0
年度末支払準備金	553,930								
年度末資本剰余金						650,000			
年度末利益剰余金	1,205,942	-	-	307,124	1,394,134	704,973	5,836,823	541,831	144

(1箇月2,350円送料とも)